

山梨県公報

第千二百八十五号

平成十四年

五月九日

木曜日

目次

道路の区域変更(二件).....	二五五
道路の供用開始(三件).....	二五五
公告	
平成十四年度調理師試験の実施.....	二五六
公安委員会	
遊技機の型式の検定.....	二五七
その他	
あつせん員候補者の告示.....	二五七

告示

山梨県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年五月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年五月九日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 竜王芦安線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
中巨摩郡白根町大字須沢字白入倉一九番の八地先から 中巨摩郡白根町大字須沢字白入倉一九番の六地先まで	一〇・八 一五・四	一〇・八 一五・四		二二三・〇

二八・〇

山梨県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年五月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年五月九日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
南巨摩郡早川町大字奈良田字居平三二〇番地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字寺小屋一〇七〇番の内一五地先まで	七・五 一四・〇	一〇・〇 七五・〇		三二六・〇

山梨県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年五月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年五月九日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字奈良田字居平三二〇番地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字寺小屋一〇七〇番の内一五地先まで	二九八・〇	平成十四年 五月九日

山梨県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月九日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葎崎櫛形豊 富線	葎崎市田野町大字下田井字下幅 下七五番地先から 葎崎市田野町大字下田井字戸沢 川左岸堤防敷地先まで	九〇・〇	平成十四年 五月九日

山梨県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年五月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月九日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	北都留郡上野原町大字桐原字下 椿六四九七番の一地先から 北都留郡上野原町大字桐原字三 二山七二二五番の五地先まで	六六・二	平成十四年 五月九日

公 告

平成十四年度調理師試験の実施
調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成十四年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十四年五月九日

- 一 試験日時
平成十四年六月二十九日（土）午後一時から三時まで
- 二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
1 食文化概論
2 衛生法規
3 公衆衛生学
4 栄養学
5 食品学
6 食品衛生学
7 調理理論
- 四 受験資格
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの
- 五 受験願書受付期間
平成十四年五月二十日（月）から同月二十四日（金）までの午前九時から午後四時までとする。
- 六 受験願書提出場所
住所地在所管する地域振興局健康福祉部又は保健所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。
- 七 提出書類
1 受験願書
2 履歴書
3 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであって、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
- 八 受験手数料

六千円(受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。)

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年五月八日までとする。
平成十四年五月九日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入者名	
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	バススペース パニー	株式会社オリンピア	二四〇〇八八
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) (別表第二) (別表第三) (別表第四) (別表第五) (別表第六) (別表第七) (別表第八) (別表第九) (別表第十) (別表第十一) (別表第十二) (別表第十三) (別表第十四) (別表第十五) (別表第十六) (別表第十七) (別表第十八) (別表第十九) (別表第二十) (別表第二十一) (別表第二十二) (別表第二十三) (別表第二十四) (別表第二十五) (別表第二十六) (別表第二十七) (別表第二十八) (別表第二十九) (別表第三十) (別表第三十一) (別表第三十二) (別表第三十三) (別表第三十四) (別表第三十五) (別表第三十六) (別表第三十七) (別表第三十八) (別表第三十九) (別表第四十) (別表第四十一) (別表第四十二) (別表第四十三) (別表第四十四) (別表第四十五) (別表第四十六) (別表第四十七) (別表第四十八) (別表第四十九) (別表第五十) (別表第五十一) (別表第五十二) (別表第五十三) (別表第五十四) (別表第五十五) (別表第五十六) (別表第五十七) (別表第五十八) (別表第五十九) (別表第六十) (別表第六十一) (別表第六十二) (別表第六十三) (別表第六十四) (別表第六十五) (別表第六十六) (別表第六十七) (別表第六十八) (別表第六十九) (別表第七十) (別表第七十一) (別表第七十二) (別表第七十三) (別表第七十四) (別表第七十五) (別表第七十六) (別表第七十七) (別表第七十八) (別表第七十九) (別表第八十) (別表第八十一) (別表第八十二) (別表第八十三) (別表第八十四) (別表第八十五) (別表第八十六) (別表第八十七) (別表第八十八) (別表第八十九) (別表第九十) (別表第九十一) (別表第九十二) (別表第九十三) (別表第九十四) (別表第九十五) (別表第九十六) (別表第九十七) (別表第九十八) (別表第九十九) (別表第一百)	CR野生の王国M ニユーギン	株式会社ニユーギン	二〇〇一八〇
株式会社第一藤工業 代表取締役 松元邦夫 愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平六番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	スピニン エルノ	株式会社第一藤工業	一四〇四六八
株式会社第一藤工業 代表取締役 松元邦夫 愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平六番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ジャンゲ ルジエー	株式会社第一藤工業	一四〇三九九

その他

愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平六番地	二五(別表第五)	ン	業	
株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県伊勢原市鈴川七番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ブルース カイル	株式会社オーイズミ	一四〇六五九
株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) (別表第二) (別表第三) (別表第四) (別表第五) (別表第六) (別表第七) (別表第八) (別表第九) (別表第十) (別表第十一) (別表第十二) (別表第十三) (別表第十四) (別表第十五) (別表第十六) (別表第十七) (別表第十八) (別表第十九) (別表第二十) (別表第二十一) (別表第二十二) (別表第二十三) (別表第二十四) (別表第二十五) (別表第二十六) (別表第二十七) (別表第二十八) (別表第二十九) (別表第三十) (別表第三十一) (別表第三十二) (別表第三十三) (別表第三十四) (別表第三十五) (別表第三十六) (別表第三十七) (別表第三十八) (別表第三十九) (別表第四十) (別表第四十一) (別表第四十二) (別表第四十三) (別表第四十四) (別表第四十五) (別表第四十六) (別表第四十七) (別表第四十八) (別表第四十九) (別表第五十) (別表第五十一) (別表第五十二) (別表第五十三) (別表第五十四) (別表第五十五) (別表第五十六) (別表第五十七) (別表第五十八) (別表第五十九) (別表第六十) (別表第六十一) (別表第六十二) (別表第六十三) (別表第六十四) (別表第六十五) (別表第六十六) (別表第六十七) (別表第六十八) (別表第六十九) (別表第七十) (別表第七十一) (別表第七十二) (別表第七十三) (別表第七十四) (別表第七十五) (別表第七十六) (別表第七十七) (別表第七十八) (別表第七十九) (別表第八十) (別表第八十一) (別表第八十二) (別表第八十三) (別表第八十四) (別表第八十五) (別表第八十六) (別表第八十七) (別表第八十八) (別表第八十九) (別表第九十) (別表第九十一) (別表第九十二) (別表第九十三) (別表第九十四) (別表第九十五) (別表第九十六) (別表第九十七) (別表第九十八) (別表第九十九) (別表第一百)	ブッチモ ンEX	株式会社大一商会	二二〇〇二四
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ザクザク ウセパコ	山佐株式会社	二四〇一〇一
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ネオプラ ネット	山佐株式会社	一四〇六八四
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	リノV	山佐株式会社	一四〇六六二
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	デストロ イヤーク	山佐株式会社	一四〇六四四
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) (別表第二) (別表第三) (別表第四) (別表第五) (別表第六) (別表第七) (別表第八) (別表第九) (別表第十) (別表第十一) (別表第十二) (別表第十三) (別表第十四) (別表第十五) (別表第十六) (別表第十七) (別表第十八) (別表第十九) (別表第二十) (別表第二十一) (別表第二十二) (別表第二十三) (別表第二十四) (別表第二十五) (別表第二十六) (別表第二十七) (別表第二十八) (別表第二十九) (別表第三十) (別表第三十一) (別表第三十二) (別表第三十三) (別表第三十四) (別表第三十五) (別表第三十六) (別表第三十七) (別表第三十八) (別表第三十九) (別表第四十) (別表第四十一) (別表第四十二) (別表第四十三) (別表第四十四) (別表第四十五) (別表第四十六) (別表第四十七) (別表第四十八) (別表第四十九) (別表第五十) (別表第五十一) (別表第五十二) (別表第五十三) (別表第五十四) (別表第五十五) (別表第五十六) (別表第五十七) (別表第五十八) (別表第五十九) (別表第六十) (別表第六十一) (別表第六十二) (別表第六十三) (別表第六十四) (別表第六十五) (別表第六十六) (別表第六十七) (別表第六十八) (別表第六十九) (別表第七十) (別表第七十一) (別表第七十二) (別表第七十三) (別表第七十四) (別表第七十五) (別表第七十六) (別表第七十七) (別表第七十八) (別表第七十九) (別表第八十) (別表第八十一) (別表第八十二) (別表第八十三) (別表第八十四) (別表第八十五) (別表第八十六) (別表第八十七) (別表第八十八) (別表第八十九) (別表第九十) (別表第九十一) (別表第九十二) (別表第九十三) (別表第九十四) (別表第九十五) (別表第九十六) (別表第九十七) (別表第九十八) (別表第九十九) (別表第一百)	CRファイ バーエ ジブシ ンSP	株式会社三共	二〇〇一六三

山梨県地方労働委員会告示第一号
当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八條の規定によ

り、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十四年五月九日

山梨県地方労働委員会

会長 丸山公夫

氏名	関 歴
丸山 公夫	弁護士 第二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期 地方労働委員会委員
渡辺 和廣	弁護士 第三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
萩原 勝	公認会計士 第三十四期地方労働委員会委員
布川 玲子	山梨学院大学教授 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期 地方労働委員会委員
八束 厚生	山梨大学助教授 第三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会 委員
渡辺 一彦	連合山梨事務局長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働 委員会委員
秋山 実	NTT労働組下山梨県支部執行委員長 第三十四期地方労働委員会委員
小林 文徳	自治労山梨県本部中央執行委員長 第三十四期地方労働委員会委員
平川 博幸	三井金屬荏崎事業所労働組合執行委員長 第三十四期地方労働委員会委 員
正岡 晃	JAM山梨書記長 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四 期地方労働委員会委員
枝 康夫	山梨県経営者協会専務理事 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
小田切千冬	山梨県石油協同組合理事長 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
武田 與信	㈱テニヨ武田代表取締役会長 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
芳賀 和夫	甲府商工会議所相談役 第三十四期地方労働委員会委員
丸茂 紀彦	㈱マルモ代表取締役社長 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
飯塚 秀子	地方労働委員会事務局長
大矢 孝雄	地方労働委員会事務局次長
小田切 功	地方労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐
市川 直人	地方労働委員会事務局副主幹
横森 幸子	地方労働委員会事務局副主幹
歌田日出男	商工労働観光部労働課長補佐
塚越 孝信	商工労働観光部労働課長補佐
榎原 茂	商工労働観光部労働課副主幹

岩澤 俊雄	峡中地域振興局企画振興部長
小俣 一彦	峡東地域振興局企画振興部長
青柳 秋夫	峡南地域振興局企画振興部長
古明地博美	峡北地域振興局企画振興部長
志村 克美	富士北麓・東部地域振興局企画振興部長